# \_1 . プログラム別表 1 の該当部分

番号	501,502,503
構造改革特区において実施可能な特例措置	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和・「研究」資格:修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和・「投資・経営」資格:外国人の会社設立制限の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	特区内の研究機関において研究業務に従事するため入国する外国人について「特定活動」の在留資格を付与できることとし,この場合の活動範囲は特区内における研究活動及び特区内の事業を運営する活動とする。ただし,地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行うこと,及び地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報することを条件とする。 501の場合,在留期間については当該活動を継続している限りにおいて5年を上限とする特例措置を講ずる。 501の場合,「研究」及び「投資・経営」の在留資格に係る基準は適用されない。

2 . 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案(平成14年12月17日現在)	構造改革特区推進室からの再検討要請事項
特定事業の名称	外国人研究者受入れ促進事業	
措置区分	法律	
特例を講ずべき法 令等の名称及び条 項		
特例を講ずべき法令等の現行規定	出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)は、外国人が我が国で行うことが認められる活動類型ごとに在留資格を定め、外国人がぞれらの在留資格のいずれかをもって入国・在留することとし、在留活動を変更しようとする場合には、法務大臣から在留資格の変更許可を受ける必要がある公用及び永住者の在留資格を除く。)には、3年を超られており(入管法第2条の2第3項)、外国人が現に付与されている在留期間を超えて本邦に在留する場合には、法務大臣から在留期間の更新許可(入管法第21条)を受ける必要がある。	

#### 特例措置の内容

1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定研究活動若しくは特定研究事業活動を行うものとして、又は特定家族滞在活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該特定研究等活動又は当該特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

当該構造改革特別区域内に特定の分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれ、又は当該施設の周辺におけるこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。

本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の 当該構造改革特別区域内に所在する施設において特定の 分野に関する研究を行う業務に従事する活動を行う外国 人が併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用し て行う事業を自ら経営する活動を行うことにより、当該 構造改革特別区域において、当該特定の分野に関する研 究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展が相当程 度見込まれること。

- 2 上記1の認定を申請する地方公共団体は、特定研究 等活動に係る上記1の機関及びその施設を特定しなけれ ばならない。
- 3 外国人が上記1の証明書を提出して上陸の申請をした場合には、入管法第七条第一項に規定する上陸のための条件は、同項第一号、第二号及び第四号に掲げるものとする。この場合において、同項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定研究等活動又は特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。
- 4 上記3の外国人について特定活動の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法第二条の二第三項の規定にかかわらず、五年以内の期間(特定研究等活動を行う外国人研究者に係る在留期間を一律五年とし,当該外国人研究者の家族である特定家族滞在活動を行う外国人に係る在留期間は,五年以内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間(扶養者である外国人研究者の在留期間が満了するまでの期間))とする。
- 5 次の各号に掲げる外国人についてその在留資格に係る当該各号に規定する許可をする場合における当該在留資格に伴う在留期間は、上記4と同様とする。

教授の在留資格又は研究の在留資格をもって本邦 に在留する外国人であって特定研究等活動を行うものと して入管法第二十条第一項の規定により在留資格の変更 を受けようとするもの 同条第三項の規定による特定活 動の在留資格への変更の許可

入管法別表第一又は入管法別表第二の上欄の在留 資格をもって本邦に在留する外国人であって特定家族滞 在活動を行うものとして入管法第二十条第一項の規定に より在留資格の変更を受けようとするもの 同条第三項 の規定による特定活動の在留資格への変更の許可 特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等 活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留 する外国人であって当該指定された特定研究等活動以外 の特定研究等活動を行うものとして入管法第二十条第一 項の規定により法務大臣が個々の外国人について特に指 定する活動の変更を受けようとするもの 同条第三項の 規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定す る活動の変更の許可 特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等 活動又は特定家族滞在活動を指定され特定活動の在留資 格をもって本邦に在留する外国人であって入管法第二十 一条第一項の規定により在留期間の更新を受けようとす るもの 同条第三項の規定による在留期間更新の許可 特定研究等活動を行う者の子として本邦で出生し た外国人であって特定家族滞在活動を行うものとして入 管法第二十二条の二第二項の規定により在留資格を取得 しようとするもの 同条第三項において準用する入管法 第二十条第三項の規定による特定活動の在留資格の取得 の許可 実施主体 研究する施設を有する機関 (その他の内容の整理をまって調整) 想定対象地域 産学連携が推進されている地域 同意の要件 (特例 地方公共団体が、機関及びその施設について、特定 当該事項については、事実関係の確認のみで 研究等活動を行うことができる施設、設備等が整っ 措置に伴う弊害を あるので、特例措置の内容に記載されたい。 また、法文上は、「特定研究等活動に係る同 防止するための措 ているかどうかを判断して特定すること。 項の機関及びその施設を特定しなければなら 置) ない」とされており、「地方公共団体が特定 研究等活動を行うことができる施設、設備等 が整っているかどうかを判断する」ことまで を要件として求めているとは解しがたい。 よって、要件としては、単に「特定研究等活 動に係る同項の機関及びその施設が特定され ていること」とすればよいのではないか。 特例措置に伴い必 プログラムの特例措置を講じるに当たっての 要となる手続き 条件には、「地方公共団体の職員が代理人と して在留資格認定証明書交付申請を行うこ と,及び地方公共団体の職員がその外国人の 活動に変更が生じた場合等には地方入国管理 局へ通報する」とあり、地方公共団体から条 件としないこととしてよいかとの質問が寄せ られているので、これについて回答された

# 1.プログラム別表1の該当部分

番号	504
構造改革特区に	構造改革特区に係る外国人からの入国、
おいて実施可能	在留諸申請の優先処理
な特例措置	
特例措置を講じ	
るに当たっての	
条件	

2 . 基本方針中「	2.基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容		
	所管省庁の案(平成14年12月17日現在)	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	
特定事業の名称	構造改革特別区域受入れ外国人に係る入 国・在留諸申請優先処理事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき 法令等の名称及 び条項			
特例を講ずべき 法令等の現行規 定			
特例措置の内容	1 構造改革特別区域内において当該特別区域の特定事業の対象となる外国人民族の特定事業の対象となる外国人民族の対象となる公私の機関は当該外国人の家族となる外国人の家族とは外国の要許可申請。 田書交付申請,資格で、在留資格で、在留資格で、在留資格で、在留資格で、在日期時間では、由して、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの	・「関連事業」とは、特区法第4条第7 項に規定される「これに関連する事業」 をいい、特定事業とあいまして特区とあいる。 等では、特定事達成のために必要な計画の意義、目標のはのであり、対対をでは、 をしているのであり、対対をである。また、「関連事業」を対象にはまれる。 をしているとは、対象を対象にはまれる。また、「は、とこのであり、対対のであり、対対をいるといるとは、とこのである。は、とこのである。は、とこのでは、は、といるといるとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
実施主体	地方入国管理局(P)	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域			
同意の要件 (特			
例措置に伴う弊			
害を防止するた			
めの措置)			
特例措置に伴い			
必要となる手続 き			

### 1.プログラム別表1の該当部分

番号	505	
構造改革特区に おいて実施可能 な特例措置	永住権取得要件の緩和	
特例措置を講じ るに当たっての 条件	永住権取得の許可要件について、運用上 必要としている滞在期間を短縮する措置 をとる。	

### 2 . 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

<u> 2 .                                  </u>	「政府が講ずべき措置についての計画」に記	載する内容
	所管省庁の案(平成14年12月17日現在)	構造改革特区推進室からの再検討要請事項
特定事業の名称	構造改革特別区域受入れ外国人に係る永 住許可要件緩和事業	(その他の内容の整理をまって調整)
措置区分	通知	
特例を講ずべき	入国・在留審査要領(平成11年4月3	
法令等の名称及	0日法務省管在第1572号)第5編第	
び条項	2 章第 2 4 節	
特例を講ずべき	永住許可の要件として,引き続き10年	
法令等の現行規	以上本邦に在留していることが求められ	
定	るところ,外交,社会,経済,文化等の	
~	分野において我が国への貢献があると認	
	められる者は、当該在留実績について5	
	年以上となっている。	
特例措置の内容	1 構造改革特別区域内において,当該	・「関連事業」とは、特区法第4条第7
	特別区域の特定事業の対象となる外国人	項に規定される「これに関連する事業」
	又は特定事業の対象となる公私の機関と	をいい、特定事業とあいまって特区計画
	の契約に基づいて活動する外国人であっ	の意義、目標の達成のために必要なもの
	て,これらの事業において我が国への貢	として地方公共団体が認めて特区計画に
	献があると認められる者については,永	盛り込むものであり、政策効果が見込ま
	住許可の要件のうち,必要な在留実績を	れるものであるため、対象とすべきであ
	5年以上から3年以上に短縮する。	る。また、「関連事業」を対象にするこ
	2 本事業は外国人又は外国人が契約す	とについては地方公共団体から意見が出
	る公私の機関を対象とする又は対象とす	されているところである。このような観
	ることが予定されている他の特定事業と	点から、「関連事業」を対象にすること
	併せて実施されるものでなければならな	について検討されたい。なお、プログラ
	ι ۱ <sub>°</sub>	ムにおいては「構造改革特区に係る外国
		人」とされており、関連事業も含まれう
		るものと考えられる。
		·
字标十 <i>件</i>	₩ ÷ ) 同答理尼(D)	/スの他の中窓の畝田ナナー マ細勘)
実施主体	地方入国管理局(P)	(その他の内容の整理をまって調整)
同意の要件(特		
例措置に伴う弊		
害を防止するた		
めの措置)		
特例措置に伴い		
必要となる手続		
き		